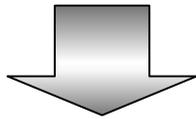


## 各種団体の見直しと補助金の一括交付について（案）

### 1 基本事項

#### (1) 見直しの趣旨・目的と現状の課題

各種団体の事務 = 市からの依頼事務 ▶ 区長はじめ役員の負担増大  
少子高齢化・無関心層の増大 ▶ 担い手不足・役員任期長期化・高齢化  
限られた財源の最大活用



- ・ 依頼事務を減らす（負担の軽減）
- ・ 市からの意向を排除（自主性の尊重）
- ・ 住民の立場に立った分かりやすい仕組み（段階的に実施）

#### 新しい仕組みの構築

住民が主体的かつ柔軟にまちづくりに取り組める  
住民自治協議会が地域の実情に応じて活動できる

#### (2) 見直しの全体像

##### 第一期（平成22年度から実施）

市が主導して設置した団体・委嘱制度の廃止及び依頼事務の見直し  
イベント・研修会等への参加・出席の要請（動員）の廃止  
団体補助金をまとめて住民自治協議会へ一括交付

##### 第二期（平成24年度から実施）

法定・国や県の団体への補助金の検討  
区や地域への補助金の検討

##### 第三期（平成27年度から実施）

法定・国や県が設置した団体等のあり方検討

## 2 第一期の見直しについて

### (1) 見直しの対象とする各種団体

市が主導して 30 地区に設置し、一律に補助金を交付することで事務等を依頼している団体  
(受益者が地区全体であり、支所等で事務局を持っていることがひとつの目安)

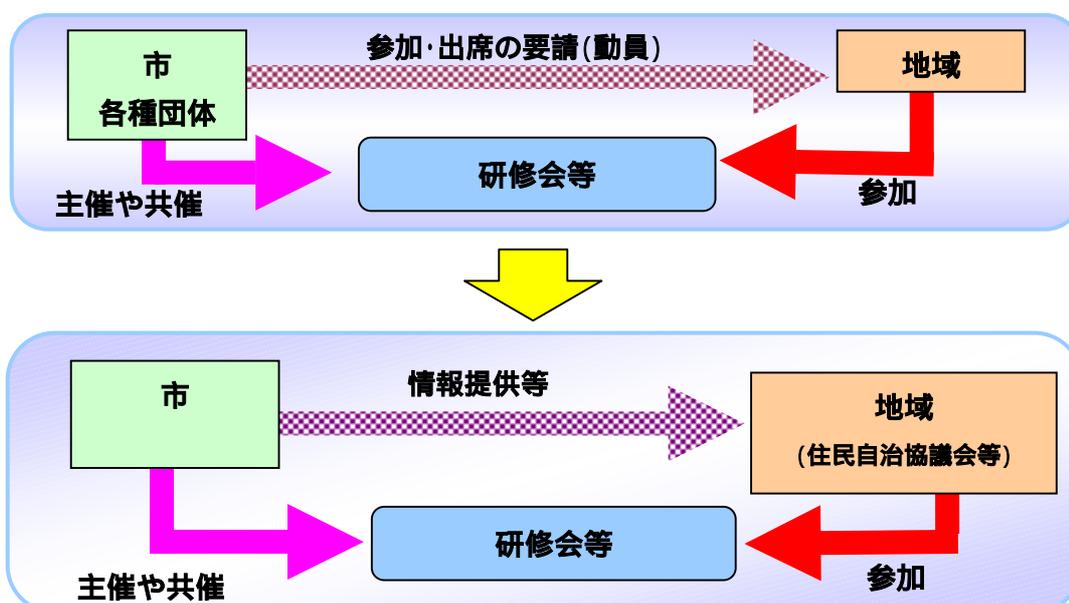
### (2) 見直しの対象とする依頼事務

市が各種団体（上部団体である連合組織を含む。）やその役員等をお願いして実施している事務  
地区を単位として市長が特定の個人に委嘱した事務



### (3) 各種研修会・イベント等への参加・出席の要請（動員）の廃止

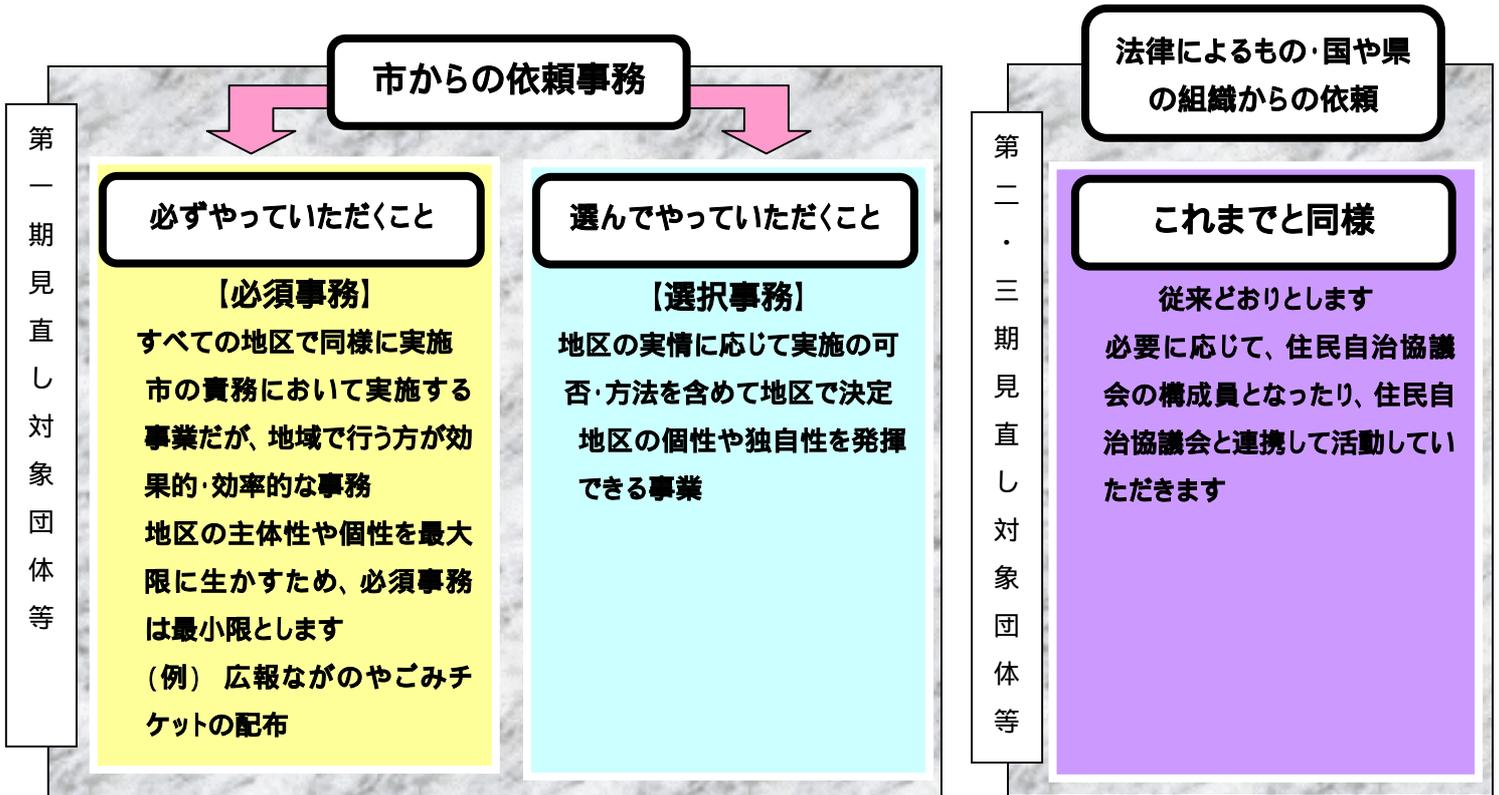
市や市の意向に基づいて活動する団体等が主催する各種研修会・イベント等への参加・出席の要請（動員）は廃止  
平成 22 年度を待たず、できるだけ早い時期から実施



(4) 依頼事務の見直し

市からの依頼事務を二つに分類し、住民自治協議会が主体となって取り組んでいただく

平成 22 年度から実施



\* 合意形成の手法

庁内での合意形成

依頼事務のうち必須事務に該当するものを担当課で選定  
 都市内分権推進委員会等において庁内で合意形成  
 必須事務以外の依頼事務は選択事務

市民の皆さんとの合意形成

30 地区の「(仮称)地区代表者会議」(住民自治協議会長、地区区長会長及び各種団体長等)において、市の(案)を踏まえて合意形成  
 必須事務の内容については、市と各地区住民自治協議会で協定を締結することとし、必要に応じて見直す

(5) 特定の個人に対する市長委嘱の見直し

- ◆ 平成 21 年度をもって廃止
- ◆ 平成 22 年度からは、下記の職に関する市からの推薦依頼は行わない
- ◆ 住民自治協議会が活動するに当たって必要となる分野の担い手については、平成 22 年度までに地区独自に確保できる仕組みを構築
- ◆ 住民代表としての区長は、区（自治会）とともに今後も存続

【廃止する委嘱制度】（設置根拠）

- ① 区長（長野市区長設置規則）
- ② 交通安全推進委員（長野市交通安全推進委員会設置要綱）
- ③ 交通安全母の会連合会理事・代議員（長野市交通安全母の会連合会規約）
- ④ 高齢者交通安全推進員（長野市高齢者交通安全推進員制度の推進要領、市長と警察署長の連名委嘱）
- ⑤ 男女共同参画市民推進員（長野市男女共同参画市民推進員設置要綱）
- ⑥ 保健補導員（長野市保健補導員設置要綱）
- ⑦ 環境美化指導員（長野市環境美化指導員設置要領）
- ⑧ 青少年健全育成指導員（長野市青少年健全育成指導員設置基準）
- ⑨ 少年育成委員（長野市少年育成センター条例）
- ⑩ 人権同和教育指導員（長野市人権同和教育指導員に関する規則）

(6) 各種団体の連合組織の見直し

- ◆ 平成 21 年度をもって廃止
- ◆ 必要により、予算と組織（役員等）を持たない任意の「（仮称） 事業連絡会」を開催（ただし、参加は地区の任意）
  - ▶ 特定の分野の事業に関する地区間の情報交換や、市からの全地区への情報提供等
- ◆ 連合組織への補助金は廃止し、住民自治協議会への一括交付金へ含める  
ただし、連合組織が実施している事業のうち、引き続き市が全市的に取り組む事業に要する経費分は一括交付金に含めないこととしたい

【廃止される連合組織】

- ① 長野市区長会連合会
- ② 長野市交通安全推進委員会（母の会部会を含む）
- ③ 長野市保健補導員会連合会
- ④ 長野市環境美化連合会

- ⑤ 長野市地域公民館連絡協議会連合会
- ⑥ 長野市少年育成委員会
- ⑦ 長野市青少年育成市民会議
- ⑧ 長野市子ども会育成連絡協議会
- ⑨ 長野市人権同和教育促進連絡協議会

(7) 各種団体の地区組織の見直し

- ◆ 平成 21 年度をもって、市が関与しない任意組織に
- ◆ 地区組織の存続、活動内容等は地区で決定
- ◆ 地区組織に対する補助金は廃止し、住民自治協議会への一括交付金に含める

【任意団体となる各種団体】(補助金)

- ① 地区区長会  
(行政連絡事務費交付金、地区区長会活動費交付金)
- ② 地区交通安全推進委員会 (母の会部会を含む)  
(地区交通安全推進委員会補助金)
- ③ 地区社会福祉協議会  
(地区社会福祉協議会活動助成金、ただし事業費補助分は除く)
- ④ 地区保健補導員会  
(地区保健補導員会交付金)
- ⑤ 地区環境美化連合会  
(地区環境美化連合会補助金)
- ⑥ 地区地域公民館連絡協議会  
(地域公民館交付金 ただし交付先は地域公民館)
- ⑦ 地区少年育成委員会  
(地区少年育成委員会交付金)
- ⑧ 青少年健全育成地区会議  
(青少年育成地区会議補助金)
- ⑨ 地区子ども会育成連絡協議会  
(子ども会育成連絡協議会補助金)
- ⑩ 地区人権同和教育促進連絡協議会  
(社会人権同和教育啓発促進事業補助金)

(8) 一括交付金

- ◆ 地域の実情に応じて、柔軟かつ主体的に活動できる仕組み
- ◆ できるだけ自由度を高め、分かりやすい交付金であることが必要
- ◆ 交付金であることから用途は自由であり、市は予算・決算の審査を行う
- ◆ 地区配分金算出に当たって、均等割、世帯割に加えて、面積割等の考え方を導入したい

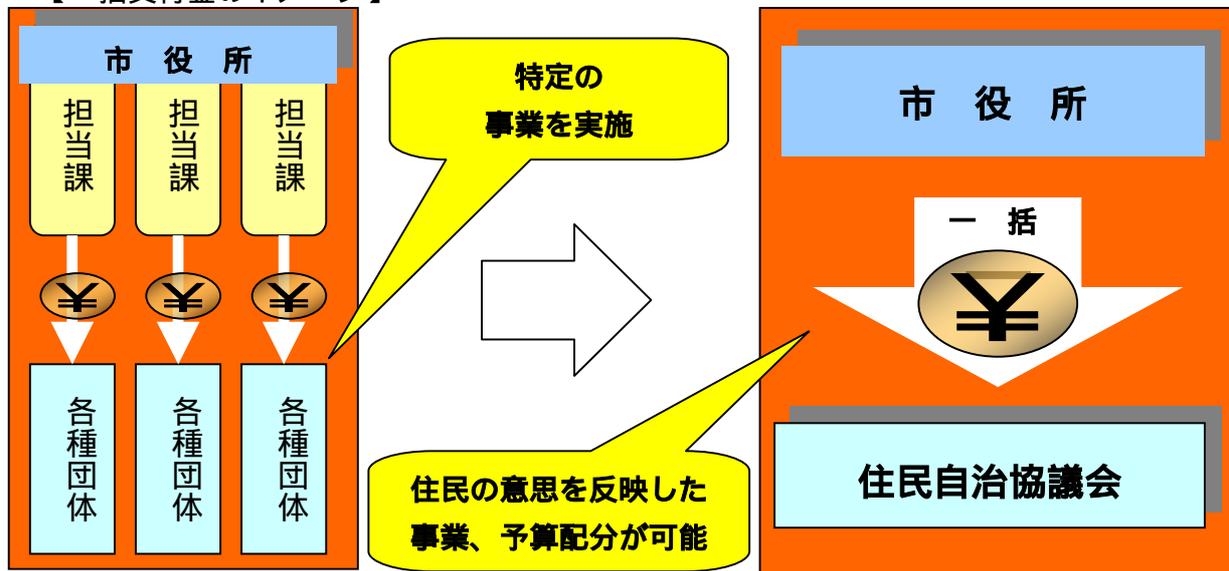
①一括交付金制度の創設

平成 22 年度から、見直し対象団体へ交付されている補助金等をまとめて、各地区の住民自治協議会に交付

②一括交付金の使途

見直し対象団体が担ってきた事務等への配分を含めて、住民自治協議会において使途を決定

【一括交付金のイメージ】



(9) 一括交付の財源を含めた第一期見直しの全体イメージ

別紙 1 「【第一期】一括交付の財源を含めた見直しの全体イメージ(案)」

別紙 2 「【第一期】各種団体に関する見直しのスケジュール(案)」

### 3 第二期の見直しについて

- ◆ 法定、国や県等が設置した団体等に対する補助金等及び区や地域を対象とする補助金等を一括交付に含められるか検討を行う

#### (1) 法定、国や県等が設置した団体等に対する補助金等

##### ① 法律に基づき設置された団体・委嘱

- ① 民生児童委員協議会、民生児童委員、主任児童委員（民生委員法・児童福祉法）
- ② 消防団、消防団員（消防組織法）
- ③ 体育指導委員（スポーツ振興法）
- ④ 保護司会、保護司（保護司法）

##### ② 国及び県等が設置した団体・委嘱

- ① 防犯協会、防犯女性部（県が設置・全国組織）、防犯指導員（県連合会・警察署長の委嘱）〔ホトエンジェルズ隊、少年友の会を含む〕
- ② 交通安全協会（県が設置・全国組織）
- ③ 更生保護女性会（国が設置・保護観察所）
- ④ 福祉推進員（長野市社会福祉協議会が設置）（23 地区のみで設置）
- ⑤ 赤十字奉仕団（日本赤十字社定款・赤十字奉仕団規則）
- ⑥ 明るい選挙推進協議会（全国組織）〔白バラ友の会を含む〕

##### ③ その他の任意団体

- ① 全市統一的な団体  
障害者関係団体、老人クラブ連合会・単位老人クラブ、PTA、遺族会等
- ② 地区独自の団体  
文化・伝統芸能保存会等

#### (2) 区や地域を対象とする補助金であっても、施設等設置に対する補助金、特定の活動や地域に対する補助金等

##### ① 施設等設置に対する補助金

- ① 地域公民館建設事業補助金
- ② ごみ集積所設置事業補助金
- ③ ごみ集積所改修事業補助金
- ④ リサイクルハウス設置事業補助金
- ⑤ 防犯灯設置事業等補助金 等

## ②特定の活動に対する補助金

- ①ながのまちづくり活動支援事業補助金
- ②子どもわくわく体験事業補助金
- ③自主防災組織強化事業補助金 等

## ③特定の地域を対象とした補助金

- ①駐輪場対策・管理等に対する補助金
- ②各地区期成同盟会に対する補助金
- ③景観・まちなみデザインに関する補助金
- ④地域に関する祭り・行事に対する補助金 等

## ④その他

- ①農道の補修に対する原材料支給
- ②公園、河川や道路の愛護会に対する補助金 等

## 4 第三期の見直しについて

- ◆ 法改正、国や県との協議を視野に入れて、下記の団体や委嘱のあり方の検討を行う

法律に基づき設置された団体・委嘱  
国及び県等が設置した団体・委嘱  
その他の任意団体

第二期・第三期の見直しについては

別紙3「一括交付 今後の方向性に関するスケジュール(案)」参照